

美馬市公告第7号

令和6年度美馬市地域交流センター瓦改修その他工事（2期工事）に係る入札公告について

令和6年度美馬市地域交流センター瓦改修その他工事（2期工事）について入札後審査方式一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和6年4月10日

美馬市長 加 美 一 成

1 入札に付する事項（電子入札対象案件）

- (1) 整理番号 住宅拠点1
- (2) 工 事 名 令和6年度美馬市地域交流センター瓦改修その他工事（2期工事）
- (3) 工 事 箇 所 美馬市脇町大字猪尻字西分116番地1
- (4) 工 事 概 要 本棟瓦・雁振瓦改修、雨押え瓦改修、軒先瓦改修その他工事
塗膜防水による改修 平場及び立上り
- (5) 施 工 期 間 契約締結日から290日間
- (6) 設 計 金 額 58,214千円（税抜き）
- (7) 入札の失格及び無効 「入札後審査方式一般競争入札（総合評価落札方式）の共通事項」（以下「**共通事項**」という。）の**2**及び**3**に示すとおりである。
- (8) そ の 他
 - ① この入札は、原則として、徳島県電子入札システム（以下「**電子入札システム**」という。）で行う。
 - ② この入札は、総合評価落札方式により執行する。総合評価に関する評価基準等は、「6 総合評価に関する事項」に示すとおりである。
 - ③ この入札は、美馬市低入札価格調査制度を適用し、調査基準価格及び失格基準価格については、建築系工事の算式により算出するものとする。なお、低入札価格調査基準価格は落札決定後に公表する。
 - ④ 入札に参加しようとする者は、入札参加申請時に低入札調査辞退届を提出することで、開札の結果自らの入札価格が低入札価格調査基準価格を下回っていた場合に低入札調査（美馬市低入札価格調査制度実施要綱第6条の規定に基づく調査）を辞退することができる（この場合、失格として扱う）。
なお、当該低入札調査辞退届の提出がない場合、低入札調査の対象となった落札候補者の辞退は、美馬市建設業者等入札参加資格停止措置要綱（平成17年美馬市告示第62号。以下「**入札参加資格停止措置要綱**」という。）に基づき入札参加資格停止になることがある。
 - ⑤ 未公表の入札情報を入手しようとした場合には、入札参加資格停止措置要綱に基づき入札参加資格停止になることがある。
 - ⑥ その他、入札に当たっての留意事項を共通事項に示す。

2 入札手続き等に関する事項

(1) 契約条項の閲覧等

入札手続き	期 間	場 所 等
契約条項の閲覧	令和6年4月10日（水）～ 令和6年5月13日（月）	美馬市ホームページ（入札契約情報）
設計図書等の電子閲覧	令和6年4月10日（水）～ 令和6年5月13日（月）	美馬市ホームページ（入札契約情報）
設計図書等に関する質問書の提出	1回目 令和6年4月10日（水）～ 令和6年4月17日（水）	美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 美馬市役所北館3階企画総務部総務課 E-mail soumu@mima.i-tokushima.jp
	2回目 令和6年4月18日（木）～ 令和6年4月22日（月）	

質問書に対する回答書の電子閲覧	1回目 令和6年4月19日（金）～ 令和6年5月13日（月）	美馬市ホームページ（入札契約情報）
	2回目 令和6年4月24日（水）～ 令和6年5月13日（月）	

- ※1：閲覧及び設計図書等に関する質問書の提出は、市の休日（美馬市の休日を定める条例（平成17年美馬市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く、午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。
- ※2：設計図書等に関する質問書（質問事項を記載した書面（任意様式も可））は、持参、郵送又は電子メール（郵送又は電子メールによる場合は、送付又は送信後に電話により受取について確認すること。）により提出するものとし、ファクシミリによるものは受け付けない。
提出先は、美馬市企画総務部総務課（電話0883-52-1212、電子メール(soumu@mima.i-tokushima.jp)）とする。
なお、質問書に対する回答は、回答書を美馬市ホームページ（入札契約情報）に掲載して行う。
- ※3：2回目の質問書提出期間には、1回目の質問書に対する回答に対しても再質問することができる。
- ※4：入札公告、関係書類、図面等の全ての設計図書等の情報は、美馬市ホームページ（入札契約情報）に掲載している。
- ※5：紙閲覧を希望する事業者は、8(2)の問い合わせ先まで連絡すること。

(2) 入札書の提出等

入札手続き	期 間 ・ 日 時	場 所 等
入札参加資格審査申請書等の提出	令和6年4月11日（木） 午前8時30分～ 令和6年5月8日（水） 午後5時	電子入札システム
入札書及び工事費内訳書の提出	令和6年5月9日（木） 午前8時30分～ 令和6年5月13日（月） 午後2時	電子入札システム
開札執行	令和6年5月14日（火） 午前9時30分	美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 美馬市役所南館3階306会議室

- ※1：電子入札に関する運用・基準については、「美馬市電子入札システム運用基準」によるものとする。

3 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、共通事項の4に示す全ての事項及び次に掲げる全ての事項に該当する者であることとする。

- (1) 令和6年度の美馬市建設工事一般競争入札参加資格業者名簿（以下「参加資格業者名簿」という。）に建設工事の種類が「**建築一式工事**」で登録されている者であること。
- (2) (1)の参加資格業者名簿の「**建築一式工事**」の格付けが特A級、A級又はB級であり、建設業法（昭和24年法律第100号）上の営業所が美馬市内にある者であること。
- (3) 次の要件を全て満たす技術者をこの工事に専任で配置できること。ただし、請負代金額（消費税込み）が4,000万円（建築一式工事については、8,000万円）未満の場合は、専任の必要はない。
 - ① この建設工事の種類に関し、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者
 - ② 開札日時点で申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者（技術者を専任配置する場合は、開札日以前に申請者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者）

- (4) この工事に係る設計業務等の受託者又はこの受託者と資本面若しくは人事面において密接な関係がある者でないこと。

なお、「この工事に係る設計業務等の受託者」とは、次の者である。

徳島県徳島市川内町平石夷野77番地2

株式会社 平島弘之+TEAM28

4 入札参加資格審査申請書等

入札に参加しようとする者は、電子入札システムによる申請書（様式第1号）の提出を行うこと。また、その際に(1)に規定する入札参加資格確認資料（以下「**確認資料**」という。）を同時に提出しなければならない。

提出期間は、2の(2)入札参加資格審査申請書等の提出期間とする。

(1) 確認資料

3の入札に参加する者に必要な資格及び総合評価落札方式における加算点を算出する資料とするので、次に掲げる書類を提出すること。作成方法等は、共通事項の5に記載してある。

① 入札参加資格確認票（様式第2号）

② 入札参加資格確認資料兼総合評価加算点等算出資料申請書及び総合評価加算点等算出資料申請書

・落札候補者を決定するまでは、原則として、提出された申請書により審査を行うので、様式等の取り違え、記述漏れ等がないよう注意すること。

なお、審査は申請書等を印刷して行うので、申請書の各ページには、必ず「商号又は名称」を記述すること。記述漏れとなったページにより、参加資格が確認できない場合については無効とし、評価基準が確認できない場合は当該評価項目に係る加算点の算出を行わないものとする。

・配置予定技術者は、最大3名まで申請できるが、複数申請した場合には、加算点の最も低い者の評価を採用するので注意すること。

・配置予定技術者は、その雇用期間が1年間となるまで、総合評価における配置予定技術者の評価対象としないので注意すること。

・市内企業活用（市内下請）については、一次下請契約額の総額のうち、市内に営業所がある者と締結する割合を1つ選択すること。

・地域精通度については、営業所の所在地について1つ選択すること。

(2) 落札候補者として決定された者は、共通事項の5に掲げる追加書類を提出すること。

5 その他

- (1) 特定建設業・一般建設業の許可区分、監理技術者又は特例監理技術者や主任技術者の配置については、＜注意事項＞を確認し、建設業法に基づき適正に取り扱うこと。

6 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

この工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は、次のとおりとする。

① 企業の施工能力の評価

評価項目	評価基準	配点	得点
国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関が発注し、平成26年度から入札公告日までの間に完成し引渡しが完了した建築一式工事に係る施工実績。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は出資比率の20%以上の場合に限る。	1件の最終請負代金額が4,250万円以上の施工実績がある者	3	/3
	1件の最終請負代金額が3,000万円以上の施工実績がある者	2	
	1件の最終請負代金額が1,750万円以上の施工実績がある者	1	
	上記以外	0	
ISO等	ISO9001、ISO14001、エコアクション21のいずれかを取得等	1	/1
	上記以外	0	

② 配置予定技術者の施工能力の評価

評価項目	評価基準	配点	得点
配置予定技術者の保有する資格	一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者	5	/5
	一級建築施工管理技士補の資格を有する者	4	
	二級建築士又は二級建築施工管理技士（建築）の資格を有する者	3	
	上記以外	0	
平成29年度から入札公告日までの継続学習に係る取得単位数（CPD）	有効取得単位数が50ユニット以上	2	/2
	有効取得単位数が30ユニット以上	1	
	上記以外	0	

③ 地域貢献度の評価

評価項目	評価基準	配点	得点
市内企業活用（市内下請）	一次下請契約額の75%以上を市内に営業所がある者と締結する場合、又は全てを自社施工する場合	15	/15
	一次下請契約額の50%以上75%未満を市内に営業所がある者と締結する場合	10	
	一次下請契約額の25%以上50%未満を市内に営業所がある者と締結する場合	5	
	上記以外	0	

④ 地域精通度の評価

評価項目	評価基準	配点	得点
営業所の所在地	美馬市脇町内に営業所がある者	3	/3
	上記以外の者	0	

「除外する工種」	除外する工種はなく、全ての工種を市内企業活用（市内下請）の評価の対象とする。
----------	--

※ 「③地域貢献度の評価」のうちの市内企業活用（市内下請）及び「④地域精通度の評価」中の「営業所」とは、建設業法上の「営業所」とする。

⑤ 低入札による減点措置

この入札は、低入札工事に対する減点措置の対象とする。

建設工事の種類が**建築一式工事**である美馬市発注工事（総合評価落札方式）において、低入札価格調査基準価格を下回った価格で落札した者で、開札日が減点措置の期間中にある者（以下「減点対象者」という。）の行った入札の評価に当たっては、減点措置を実施するものとする。

なお、減点の結果、評価項目の得点合計が0点未満となった場合は、失格とする。

(2) 総合評価の方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者（失格となった者を除く。）に対して、次の方法により算出される「評価値」をもって総合評価を行う。

評価値＝（基礎点＋加算点）÷入札価格（単位：億円）

基礎点：入札に必要な参加資格要件を満足する場合に100点とする。

加算点：「(1) 入札の評価に関する基準」に基づき、次の方法により算出する。

加算点＝（(1)①～④の得点の合計＋⑤の減点（該当する場合））÷29点（(1)①～④の配点の合計）×10点

なお、評価値は、小数第3位（小数第4位四捨五入）止めとする。
加算点は、小数第1位（小数第2位四捨五入）止めとする。
入札価格は、億円単位とし、小数第5位（小数第6位切り上げ）止めとする。

7 低入札工事に対する減点措置

この入札で、低入札価格調査基準価格を下回った額で契約した者は、「減点措置の期間」に記載された期間、低入札工事に対する減点措置として総合評価落札方式において、2点減点される。ただし、この工事において次の表に記載する期間内に工事しゅん工承認を通知した場合は、減点措置の期間を工事しゅん工承認の通知日までとする。

なお、減点措置の対象となる入札は、建設工事の種類がこの入札と同じものに限るものとし、減点は累積する。

減点措置の対象となる期間

この入札において、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約した場合には、次の表に記載する期間において、減点措置の対象となる。

減点措置の期間	契約締結日から起算して290日間
---------	------------------

8 問い合わせ先

- (1) 入札に関すること
美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地
美馬市役所 北館3階 企画総務部 総務課（電話 0883-52-1212）
- (2) 入札参加資格及び工事内容に関すること
美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地
美馬市役所北館4階 建設部 住宅・拠点整備課（電話 0883-52-5612）
- (3) 契約に関すること
美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地
美馬市役所北館4階 建設部 住宅・拠点整備課（電話 0883-52-5612）

<注意事項>

建設業法上の許可区分及び監理技術者、主任技術者の配置要件について

1 特定建設業・一般建設業の区分

下請代金の総額（消費税込み）が4,500万円（建築一式工事については、7,000万円）＜以下「下請基準額」という。＞以上となる場合は、「建築工事業」に係る建設業法第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けている者であることが必要となります。

なお、特定建設業の許可を有しない者にあつては、いかなる場合でも、「下請基準額」以上の下請契約を締結することはできません。

2 監理技術者又は特例監理技術者の配置

「下請基準額」以上となる場合は、この建設工事の種類に関し、建設業法第15条第2号イに該当する者（又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者）で、同法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証及び同法第26条第5項の規定による監理技術者講習修了証を有する者を専任の技術者として配置することが必要となります。

なお、特定建設業の許可を有する者であっても監理技術者資格を有しない技術者を配置した場合は、技術者の変更は原則として認めていないことから、「下請基準額」以上の下請契約を締結することはできません。

また、特例監理技術者を置く場合（監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合）には、監理技術者補佐（この建設工事の種類に関し、同法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者又は同法第15条第2号イ、ロ（指定建設業を除く。）又はハに該当する者）を当該工事現場ごとに専任で配置する必要があります。

3 主任技術者の配置

請負代金額（消費税込み）が4,000万円（建築一式工事については、8,000万円）未満の場合、配置する技術者は専任の必要はありませんが、技術者の変更は原則として認めていないことから、増工等により請負代金額が4,000万円（建築一式工事については、8,000万円）以上となる場合は、その時点で技術者の専任が必要となります。

なお、専任配置であったとしても、仕様書や現場説明書に明示された兼務要件を満たす場合は、兼務が可能です。

◆建設業法における工事現場の技術者制度

許可を受けている業種	指定建設業(7業種)			その他の建設業(左記以外の22業種)		
	土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園工事業			大工、左官、とび・土工、石、屋根、 タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、 板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、 機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、 水道施設、消防施設、清掃施設、解体工事業		
許可の区分	特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における下請契約の合計額	4,500万円以上 (建築一式7,000万円)	4,500万円未満 (建築一式7,000万円)	4,500万円 (建築一式7,000万円) 以上は契約できない	4,500万円以上	4,500万円未満	4,500万円以上は 契約できない
工事現場の技術者制度	工事現場に配置すべき技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	①1級国家資格者 ②国土交通大臣特別認定者	①1級・2級国家資格者 ②指定学科卒業＋実務経験者(3年又は5年) ③実務経験者(10年)	①1級国家資格者 ②指導監督的実務経験者	①1級・2級国家資格者 ②指定学科卒業＋実務経験者(3年又は5年) ③実務経験者(10年)	
	技術者の現場専任義務	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事(工事1件の請負代金の額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上の工事)に配置される場合				
	監理技術者資格者証	必要※	不要	必要※	不要	

※専任を要する監理技術者（特例監理技術者を含む。）は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、監理技術者講習を受講したもののうちからこれを選任しなければなりません。（法第26条第5項）

なお、選任されている期間中のいずれの日においても、監理技術者講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過することのないように講習を受講していなければなりません。

また、選任された監理技術者は、発注者から請求があつたときは監理技術者資格者証を提示しなければなりません。（法第26条第6項）

罰則等

- ・特定建設業の許可を受けずに、一定額以上の下請契約を締結した者は、建設業法第47条に基づき3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられます。
- ・主任技術者及び監理技術者の配置義務に違反した者は、建設業法第52条に基づき100万円以下の罰金に処せられます。
- ・上記の事例を含めて建設業法その他関係法令及び契約約款の規定に違反した場合は、入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止等を行うことがあります。

◆土木施工管理技術検定制度等の活用【徳島県土木工事共通仕様書第1編1-1-14】

対象業種	土木一式工事又は舗装工事	
請負対象金額	4,500万円以上9,000万円未満	9,000万円以上
技術者の資格要件	①土木施工管理技士 ②建設機械施工(管理)技士 ③技術士(建設部門等) ④監理技術者証を有する者 (土木一式工事は土木工事業, 舗装工事は舗装工事業に限る。)	①1級土木施工管理技士 ②1級建設機械施工(管理)技士 ③技術士(建設部門等) ④監理技術者証を有する者 (土木一式工事は土木工事業, 舗装工事は舗装工事業に限る。)

『総合評価に関する事項』に係る留意事項等

- ★ この入札は、入札後審査方式一般競争入札により行うため、落札候補者として決定された者を除き、原則として、提出された入札参加確認資料のみで入札参加資格の確認（審査）及び総合評価を行うので、指定された様式等への記述に際し、次の内容を十分確認した上で、記述漏れ、記述間違いのないよう注意すること。

なお、審査は申請書等を印刷して行うので、申請書の各ページには、必ず「商号又は名称」を記述すること。記述漏れとなったページにより、参加資格が確認できない場合については無効とし、評価基準が確認できない場合については加算点の算出を行わないものとする。

■企業の施工能力の評価

- 入札参加資格確認資料兼総合評価加算点等算出資料申請書により評価するので、申請書に記載された「**留意事項**」に十分注意して記述すること。
- 評価項目（施工実績）
 - ・国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関が発注した「建築一式工事」の元請けとして、平成26年度から入札公告日までの間に完成し引渡しが完了した施工実績をいう。
 - ・最終請負代金額（税込）が各金額以上の実績を評価する。
- ・特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は出資比率の20%以上の場合に限る。
- 評価項目（ISO等）
 - ・入札公告日おける取得等の状況を評価する。
 - ・入札公告日において、有効期限切れの場合は評価対象外とするが、入札公告日に更新手続き中（更新審査終了済）であり、かつ、落札候補者の段階で更新手続きが完了している場合には評価を行う。

■配置予定技術者の施工能力の評価

- 入札参加資格確認資料兼総合評価加算点等算出資料申請書により評価するので、申請書に記載された「**留意事項**」に十分注意して記述すること。
 - ・配置予定技術者の雇用期間が1年間となるまで、評価の対象としないので注意すること。
 - ・配置予定技術者は3名まで申請できるが、複数申請した場合は、最も評価の低い者で評価する。
 - ・配置予定技術者としての評価は、工期の2分の1を超える期間において、現場代理人、監理技術者又は主任技術者として従事した経験のみを対象とする。
 - ・施工管理技士等保有資格の記載に当たっては、入札参加資格要件と評価基準に留意すること。
 - ・低入札価格調査制度に基づき、増員して配置した技術者として従事した工事の経験等は評価対象としない。
- 評価項目（CPD）
 - ・CPDを実施している「建設系CPD協議会」の各団体における取得単位数の合計を記入すること。
 - ・CPDは平成29年度からこの入札の公告日までに取得した単位数とし、各団体等による証明がないものは認めない。
 - ・前年度（令和5年度）又は前々年度（令和4年度）の単位の取得状況がないものは評価しない。
 - ・社内研修は認めないので、注意すること。

■地域貢献度の評価

- 総合評価加算点等算出資料申請書により評価するので、申請書に記載された「**留意事項**」に十分注意して記述すること。
- 評価項目（市内企業活用（市内下請））
 - ・一次下請契約額の総額のうち、市内に営業所がある者と締結する割合を1つ選択すること。
 - ・選択した割合の達成状況については、工期の終期に、本工事で発注した全ての一次下請契約に係る契約書等の写しを添付した報告書を監督員に提出し、確認を求めること。
 - ・「営業所」とは、建設業法上の「営業所」とする。
- 評価項目（市内企業活用（市内調達資材））
 - ・指定資材に係る全調達額のうち、市内に所在する事業所から調達する割合を1つ選択すること。
 - ・選択した割合の達成状況については、工期の終期に、本工事で発注した指定資材に係る全ての契約書等（金額がわかるもの）の写しを添付した報告書を監督員に提出し、確認を求めること。

■地域精通度の評価

- 評価項目（営業所の所在地）
 - ・「主たる営業所」及び「営業所」とは、建設業法上の「主たる営業所」及び「営業所」とする。